

三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例の 一部を改正する条例

三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成 5 年三鷹市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100分の205」を「100分の225」に「100分の265」を「100分の240」に改める。

第 9 条第 2 項中「仕度料」を「支度料」に、「その額は、市長が受けるべき額に相当する額とする」を「その額及び支給方法は、市長と同様とする」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例第 8 条第 2 項の規定の適用については、平成 15 年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 240」とあるのは「100 分の 260」とする。

提案理由

期末手当の支給率を減ずるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。